

1/13
福井

年収340万円で3割負担

介護利用 高齢者12万人対象

法改正案概要

厚生労働省が通常国会に提出するは原則65歳以上の利用者のうち3%にあたる約12万人。2018年8月の実施を目指す。

40～64歳が支払う保険料の計算方法を変えて大企業社員らの負担が増える「総報酬割」を今年8月から導入することも盛り込む。

関連する法案を一括した
「地域包括ケアシステム構築推進法案」として2月上旬にも閣議決定する。虐待や不適切なサービスなど悪質な有料老人ホームへの監督強化や、

現在の2割から3割に引上げる対象は、単身の場合、年収340万円（年金收入のみの場合は344万円以上）以上とする。夫婦世帯は年収463万円以上に相当。負担増による人は2割と

なった。全利用者約496万人の中で2割負担は約45万人となる。

ただ、自己負担が重くなり過ぎないようにする「高額介護サービス費制度」で月4万4,400円の負担上限があるため、特別養護老人ホームの入所者で負担増となる人はほぼ出ない見通し。在宅サービスの利用者がほとんどを占めそうだ。

このほか、高齢者らが長期入院する「療養病床」のうち、廃止が決まっている病床の転換先として新設する介護施設の名称を「介護医療院（仮称）」とすることも盛り込む。元の病院や診療所の名称も引き継ぎ使えるようにする。

介護保険サービス利用者の自己負担割合

年収340万円以上 (年金のみでは344万円以上)	12万人	2割→3割 (2018年8月～)
年金収入280万円以上	33万人	2割
年金収入280万円未満	451万人	1割

※いすれも単身者の場合。3割負担の人数は厚生労働省の推計

3割負担の対象は当初、年金收入だけの単身者の場合で年収383万円以上を検討していたが、調整の結果、年収の条件を見直した。法案では